

【厳守事項チェックリスト】

この事業は、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付けることにより、ひとり親家庭の親の自立促進を図ることを目的としています。資金の貸付に際して、借受人（以下「債務者」という。）になる方は、次の事項を厳守してください。

- この貸付は、母子・父子自立支援プログラム策定後、貸付を受けた日から1年以内に就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業することで、返還債務（返済）が免除となります。また、免除の申請をする際には、就業している状態であることが必要です。就業を証明するためには、就業先からの証明書の交付を受け、熊本県社会福祉協議会（以下「本会」という。）に提出する必要があります。就業証明書は、本会が求める都度、提出をしてください。
- この貸付は、目的を達成しなかった場合（規定の就業ができなかった場合等）は、債務者は、定められた返還方法により、返還計画に従って返還期限までに本会の指定口座に返還していただきます。期限までに返還できなかった場合は、延滞した元金に対して年3.0%の率をもって、当該返還期限の翌日から返還日までの日数により計算した延滞利子を徴収します。
- 債務者のいずれかに次の事項が生じたときは、本人又は他の債務者は遅滞なく本会に届け出る必要があります。
 - (1) 住所や電話番号を変更したとき
 - (2) 改名・改姓したとき
 - (3) 就業先を退職したとき
 - (4) 就業先を変更したとき
 - (5) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
 - (6) 死亡又は他の債務者が所在不明になったとき
- 本会は、債務者が次のいずれかに該当する場合、貸付金の交付の中止、又は貸付金の全部又は一部の返還を請求することができます。
 - (1) 他の借入返済への充当等貸付金の用途を変更したり、他に流用したとき
 - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽その他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
 - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (5) 貸付条件に従わないとき
 - (6) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき
- 債務者と連絡が取れなくなった場合や、その他本会が必要と認めた場合は、関係機関（福祉事務所等）や就業先に問合せをする場合があります。

以上について確認し、厳守することを了承したうえで、貸付を申請します。

申請日 令和 年 月 日

申請者（署名） _____